

レンタカーご利用規約 ~ご利用いただけにあたり下記の内容にてご案内いたします~

【燃料について】

燃料は満タンで準備しておりますので満タンに補充してご返車いただくか、当社規定のガソリン料金で精算させていただきます。ご返却時に満タンにした際のレシートのご呈示をお願いします。
レンタカーご使用時の燃料につきましてはお客様のご負担となります。

【レンタカー補償制度について】

対人補償	1名限定額	無制限
対物補償	1事故限度額	無制限(免責5万円)/(ミニバンクラスは10万円)
車両補償	1事故限度額	無制限(免責5万円)/(ミニバンクラスは10万円)

【ご利用中の事故について】▶「事故が発生するとご負担金が発生します」

レンタカーのご利用期間中に事故を起こしてしまったり、キズをつけてしまった際、修理のためにレンターが稼働できない期間の営業補償の一部として下記の営業補償(NOC)をご請求させていただきます。

- (1) 当て逃げや相手が特定できないイタズラによる損害はお客様のご負担となります。
- (2) 飛び石等によるガラスやボディーのキズ、ひび割れは全額お客様のご負担となります。
- (3) 車内に臭気(ペットや灯油、ガソリン、その他臭気の除去が必要と判断される場合)や汚れがあり、クリーニングが必要となった場合は全額お客様のご負担となります。
- (4) 当該車両の移動に伴うレッカ一代は全額お客様のご負担となります。

● 営業補償料 / Non Operation Charge (NOC)

レンタカーご利用中に車両に損害を与えて場合は、損害の程度や修理期間にかかる場合、下記料金を営業補償の一部としてお客様にご負担させていただきます。

貸出し場所にレンタカーを戻せた場合(自走可能な場合)	20,000円/(ミニバンクラスは5万円)
貸出し場所にレンタカーを戻せなかった場合(自走不可能な場合)	50,000円/(ミニバンクラスは10万円)

● 免責補償 24時間 / 2,200円(税込)

万一の事故の際にお客様のご負担となる対物免責額と車両免責額の支払いが免除されます。

※自損事故(当て逃げ等相手が特定できない事故等を含む)の場合、車両免責額は補償適用外となります。

● 延長について

予定返却時間より延長をご希望の際には必ず、ご連絡ください。

延長可能な場合、超過延滞金のお支払いを頂き、レンタカーを使用することができます。無断でレンタル時間を延長した際の事故についての損害金及び賠償金につきましては、全てのお客様にご負担いただきますので予めご了承ください。

● チャイルドシートについて

チャイルドシートの装着、確認はお客様自身で行ってください。未装着での貸渡は致しかねます。

● 貸渡制度について

事前に必ず貸渡約款をご確認ください。 <https://north-rentacar.jp/>
※レンタルガイドを必ずご一読ください。



● 保健・補償制度が適用されない事故損害の事例(全額お客様のご負担となる損害)

- ・当社と警察の両方への事故届けがなかった場合
- ・契約書または貸渡証に記載されている運転者以外の運転による事故
- ・無断でレンタル期間や返却時間を延長して起きた事故
- ・その他弊社の貸渡約款に違反した場合
- ・飲酒運転
- ・無免許運転
- ・当社の承諾無く事故相手と示談した場合
- ・盗難によって生じた車両損害
- ・定員オーバーしての走行による事故損害
- ・海岸、河川敷、または林間等維持管理された車道以外での走行による事故損害
- ・車両の使用方法が劣悪なために生じた車体などの損傷の補償費
- ・競技や各種テストに使用した場合
- ・他車のけん引や後押しに使用した場合
- ・お客様の所有、使用、管理する車両等との事故によるレンタカーの車両損害
- ・当社敷地内でレンタカーや店舗備品などを破損させた場合
- ・操作ミスや使用方法の誤りによる故障
- ・社内装備の損傷損害
- ・スキーキャリア、タイヤチェーン等によるキズや損傷
- ・鍵の破損、紛失
- ・タイヤの損傷、パンク、ホイールキャップの紛失
- ・その他当社貸渡約款に定める免責事項に該当する事故など

【交通違反・レンタカーご利用に関する重要なお知らせ】

- ・短時間でも「放置車両」として確認されると放置車両確認章が取り付けられます。
- ・放置車両取締りは民間業者に委託されております。
- ・レンタカー事業者は「運転者が放置車両駐車違反」を行った場合は、「警察と連携して責任追及を徹底することになりました。
- ・レンタカーご利用中に「放置車両確認章」を取り付けられたら、必ず管轄の警察署に出頭して反則金の納付を完了させてください。
※お客様が反則金を納付されなかった場合において当社が代わりに納付した場合、違反者が誰であるにかかわらず、レンタカー借受人に当該金額をご請求させていただきます。
- ・交通違反はすみやかにご自身でご対応をお願いいたします。
※当社での対応の場合、事務手数料5,000円をお支払いいただきます。
- ・運転中は必ず本書を携帯し、警察官または地方運輸局や運輸支局の職員からの請求があった際には速やかにご呈示ください。
- ・自動車の借受けに付随して、貸渡人から運転者の労務の提供をうけることはできません。
- ・貸渡期間が2日以上となる場合は、ご利用者様自身での日常点検実施をお願いいたします。

無事故・無違反運動を実施中です! 安全運転にご協力お願いいたします!